政令第三百八十号

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十二月十六日とする。

総務大臣　松本　剛明
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十一号

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第四十五項、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四（同法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条　港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「第四十一条の五」の下に「、第五十条の二第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三第五項」を、「第五十六条の五」の下に「の規定」を加える。

第二条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二十四項中「附則第十五条第二十一項」の下に「及び第四十五項」を加える。

（建築基準法施行令の一部改正）

第三条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「第四十条第一項」の下に「（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「第二十条」の下に「（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二条の十二及び第百七条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第十二号中「第五十三条第一項」の下に「（都市再生特別措置法第三十六条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「都市計画法第五十三条第二項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十三号中「、第四十五条の六」を「（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十五条の五」に改める。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令及び復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「第五十条の二第一項」を「第四十八条の四第一項」に改める。

一　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）第一条第一項第五号ハ

二　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）第二条第二十一号

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第七項中「第五十条の二第一項第一号」を「第四十八条の四第一項第一号」に改める。

附　則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十六日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

条　約

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第十三号

日本国及びアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、

二千十九年十月七日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「協定」という。）に定める農産品セーフガード措置の適用の条件を修正するために協議し、

協定第八条の規定に従い行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定附属書Ⅰ第Ｂ節第四款9(b)を次のように改める。

(b)　日本国は、次の全ての条件が満たされる場合にのみ、(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)　各年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超えること。

(A)　一年目については、(k)に定める発動水準

(B)　二年目については、二十四万二千メートル・トン

(C)　三年目から九年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの